

## 国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

24件 不当金額(支出) 4億2823万円  
(前年度 24件 7億9938万円)

### 1 交付金の概要

国民健康保険(前掲51ページ参照)の財政調整交付金は、国民健康保険法に基づき、都道府県及び当該都道府県内の市町村(特別区等を含む。)の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため(平成29年度以前は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため)に交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等(29年度以前は普通調整交付金と特別調整交付金)がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」)に満たない都道府県(29年度以前は市町村)に対して交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」)、後期高齢者支援金等に係るもの(以下「後期分」)及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」)の合計額が交付されている。普通調整交付金の額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県(29年度以前は当該市町村)の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、都道府県に対して交付されている普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村(29年度以前は市町村)の特別の事情を考慮して都道府県(29年度以前は当該市町村)に対して交付されるもので、結核・精神病特別交付金<sup>(注4)</sup>、被扶養者減免特別交付金<sup>(注5)</sup>、非自発的失業軽減特別交付金<sup>(注6)</sup>、非自発的失業財政負担増特別交付金<sup>(注7)</sup>、原子爆弾被爆者特別交付金<sup>(注8)</sup>、離職者減免特別交付金<sup>(注9)</sup>、未就学児被保険者財政負担増特別交付金<sup>(注10)</sup>、財政負担増影響額等特別交付金等がある。そして、都道府県に対して交付されている特別調整交付金は、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されており、都道府県は、市町村分として交付された額と同額を当該市町村に対して交付している。

(注1) 国は、29年度まで、国民健康保険の保険者である市町村に対して財政調整交付金を交付していたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、30年度以降、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付している。

(注2) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3) 介護納付金 介護保険法の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

(注4) 結核・精神病特別交付金 結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金

(注5) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料(保険税を含む。)の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用(30年度以前は保険料の減免措置に要した費用)がある場合に交付される交付金

(注6) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7) 非自発的失業財政負担増特別交付金 保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注8) 原子爆弾被爆者特別交付金 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、援護の対象となる被爆者に係る医療給付費等が多額になっている場合に交付される交付金

(注9) 異職者減免特別交付金 一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。)又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対して条例に基づき保険料の減免を実施した場合に交付される交付金

(注10) 未就学児被保険者財政負担増特別交付金 被保険者の未就学児に係る医療給付費が多額になって

いることによる財政への影響がある場合に交付される交付金

(注11) 財政負担増影響額等特別交付金 前年度の財政調整交付金の交付額を過小に申請していたことなどにより国民健康保険の財政負担となる影響額等がある場合に交付される交付金

## 2 検査の結果

(注12)

14都道府県の23市町において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金計4億2823万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである(上記23市町のうち6市町については事態の態様が重複している。)。

(注12) 14都道府県の23市町 30年度の財政調整交付金が過大に交付されていた2県の2市及び26年度から29年度までの間に財政調整交付金が過大に交付されていた13都道府県の22市町の純計

### ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち介護分の調整対象需要額は、介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金から国庫補助金等を控除した額となっている。

また、医療分の調整対象需要額は、一般被保険者に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっており、このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

4府県の7市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金、一般被保険者に係る医療給付費等を過大に算定したり、国庫補助金等を過小に算定したりしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計1億5305万円が過大に交付されていた。

### イ 特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾病及び精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る実質保険者負担額」)の占める割合(以下「結核・精神病負担額割合」)が14/100(29年度以前は15/100)を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾病又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾病又は精神病が主要疾病であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾病又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっている。

そして、29年度以前の結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から15/100を差し引いて得た割合を乗じ、これにより得た額の8/10以内の額とすることとなっている。30年度以降の結核・精神病特別交付金の額は、結核・精神病負担額割合に応じて次の①又は②により算定した額とすることとなっている。

- ① 結核・精神病負担額割合が14/100を超え15/100以下である場合は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から14/100を差し引いて得た割合を乗じ、これにより得た額に補助率(30年度は8/10)を乗じて得た額以内の額
- ② 結核・精神病負担額割合が15/100を超える場合は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に1/100を乗じ、これにより得た額に補助率(30年度は8/10)を乗じて得た額以内の額と、上記29年度以前の結核・精神病特別交付金の算出方法により算出した額との合算額

3県の3市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告等に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計1億3317万円が過大に交付されていた。

上記のほか、10都道府県の17市区町は、特別調整交付金の実績報告等に当たり、対象となる保険料の減免額や保険料調定総額を誤るなどしていた。このため、特別調整交付金のうち、被扶養者減免特別交付金5152万円、非自発的失業軽減特別交付金3140万円、非自発的失業財政負担増特別交付金2338万円、原子爆弾被爆者特別交付金1781万円、離職者減免特別交付金1345万円、未就学児被保険者財政負担増特別交付金262万円、財政負担増影響額等特別交付金179万円、計1億420万円が過大に算定されていた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
厚生労働本省	茨城県	守谷市 (事業主体)	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	平成30	円 516万	円 262万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	石川県	小松市 (事業主体)	特別調整交付金 (結核・精神病特別交付金等)	30	8878万	385万	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
北海道	恵庭市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (離職者減免特別交付金)	26~29	1345万	1345万	離職を原因とする保険料減免世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたもの
同	河東郡上士幌町 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金等)	26~29	363万	285万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
茨城県	守谷市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	27~29	1371万	789万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
東京都	中野区 (事業主体)	-	同	28、29	3190万	1174万	同
同	杉並区 (事業主体)	-	同	29	4266万	1447万	同
新潟県	南魚沼市 (事業主体)	-	普通調整交付金	29	3億0903万	4841万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
富山県	高岡市 (事業主体)	-	同	28、29	14億2455万	2860万	同
同	砺波市 (事業主体)	-	同	29	1億1938万	1933万	同
愛知県	春日井市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	26~29	6150万	948万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	東海市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金等)	28、29	669万	394万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
京都府	綴喜郡宇治田原町 (事業主体)	-	特別調整交付金 (未就学児被保険者財政負担増特別交付金)	28	5349万	262万	一般被保険者の未就学児の数を過大に算定していたもの

部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
大阪府	吹田市 (事業主体)	-	普通調整交付金	平成27~29	円 44億1886万	円 394万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
兵庫県	尼崎市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金)	29	2793万	2793万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
奈良県	橿原市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	27~29	1588万	367万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
広島県	尾道市 (事業主体)	-	普通調整交付金	28	8億9811万	696万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
同	安芸郡 府中町 (事業主体)	-	普通調整交付金、特別調整交付金(原子爆弾被爆者特別交付金)	27	3億1951万	4764万	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
同	山県郡 北広島町 (事業主体)	-	普通調整交付金、特別調整交付金(原子爆弾被爆者特別交付金等)	27	1億3298万	1749万	同
福岡県	福岡市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	27、29	8074万	1565万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
同	大野城市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金)	26	539万	160万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
同	太宰府市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	28、29	772万	163万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	古賀市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金等)	26、27	642万	280万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
長崎県	諫早市 (事業主体)	-	特別調整交付金 (結核・精神病特別交付金)	26、27	30億0810万	1億2957万	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
計	23事業主体				110億9568万	4億2823万	